

# 官報

号外 昭和三十一年十一月二十六日

## ○第二十五回 参議院會議録第七号

昭和三十一年十一月二十六日(月曜日)  
午前十時四十九分開議

### 議事日程 第六号

昭和三十一年十一月二十六日  
午前十時開議

第一 性病予防法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出、同衆議院送付)  
(委員長報告)

第二 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出、同衆議院送付)  
(委員長報告)

第三 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(第二十四回国会衆議院提出)  
(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 寺本 廣作君
- 法務委員 郡 祐一君
- 文教委員 大谷 登瀧君
- 社会労働委員 勝保 稔君
- 同 谷口弥三郎君
- 同 高野 一夫君

商工委員 小幡 治和君  
運輸委員 木島 虎藏君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 高野 一夫君  
法務委員 大谷 登瀧君  
文教委員 郡 祐一君  
社会労働委員 小幡 治和君

同 木島 虎藏君  
同 寺本 廣作君  
同 勝保 稔君  
運輸委員 谷口弥三郎君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

地方行政委員会  
理事 大澤 雄一君  
理事 小林 武治君  
理事 加瀬 完君  
理事 大和 与一君

外務委員会  
理事 川村 松助君  
理事 杉原 荒太君  
理事 曾根 益君  
理事 梶原 茂嘉君

文教委員会  
理事 有馬 英二君

理事 近藤 鶴代君  
理事 矢嶋 三義君  
理事 常岡 一郎君

社会労働委員会  
理事 安井 謙君  
理事 榊原 亨君  
理事 山本 經勝君  
理事 早川 慎一君

決算委員会  
理事 大谷 贊雄君  
理事 谷口弥三郎君  
理事 中野 文門君  
理事 久保 等君  
理事 鈴木 一君  
理事 奥 むめお君

去る十七日内閣から左の議案を提出した。よって議長は去る十九日これを外務委員会に付託した。

関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第六議定書の受諾について承認を求めの件

去る十九日議員から左の議案を提出した。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

健康保険法等の一部を改正する法律案(山下義信君外四名発議)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

健康保険法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外十一名提出)

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案(藤本捨助君外三十三名提出)

去る十七日委員長から提出した左の調査承認要求に対し議長は、去る十九日これを承認した。

調査承認要求書  
一、事件の名称 建設事業並びに建設諸計画に関する調査

一、目的  
(一) 国土計画、地方計画及び都市計画に関する事項  
(二) 道路、河川、海岸、公有水面、運河、砂防及び上下水道施設に関する事項

(三) 水防に関する事項  
(四) 土木、建築及び住宅に関する事項

事項  
(一) 土地収用に関する事項  
(二) 測量及び地図に関する事項  
(三) その他これに関連する事項

一、方法 広く関係官民から計画、実施、成果等につき意見を聴取することともに、実地視察、資料の収集等により調査を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月十七日

建設委員長 中山 福藏  
参議院議長松野鶴平殿

去る十九日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し議長は、即日それぞれこれを承認した。

調査承認要求書  
一、事件の名称 国際情勢等に関する調査

一、目的 対米、対ソ外交、東欧及び中近東情勢等現下の外交上の重要問題を調査研究し、国際情勢の把握につとめ、わが国外交の円滑なる推進に寄与する。

一、方法 関係各方面から説明及び意見を聴取することともに資料を収集し、且つ、必要に応じては現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月十九日  
外務委員長 小滝 彬  
参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書  
一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する調査

一、目的 教育行政、教育制度、文化財保護及び学術等の諸問題をつぶさに調査研究し、これら諸法の改廃制定に資する。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月十九日  
外務委員長 小滝 彬  
参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書  
一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する調査

一、目的 教育行政、教育制度、文化財保護及び学術等の諸問題をつぶさに調査研究し、これら諸法の改廃制定に資する。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月二十六日 参議院會議録第七号 議長の報告

一、方法 関係者から意見を聴取し、参考資料を収集し、又必要に応じて実情調査を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。  
昭和三十一年十一月十九日

文教委員長 岡 三郎  
参議院議長松野鶴平殿

同日本院は、裁判官訴追委員佐藤尙武君及び同予備員八木幸吉君の辞任を許可し、その補欠を左記の通り選挙し、即日その旨を本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び参議院事務総長に通知した。

記

裁判官訴追委員 長谷部ひろ君  
同 予備員 江藤 智君

同日内閣総理大臣から議長宛、調達庁次長丸山信君外二名(去る十七日議長承認のとおり)を第二十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 佐野 廣君  
社会労働委員 鈴木 万平君  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 鈴木 万平君  
社会労働委員 佐野 廣君  
同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会

法務委員会

大蔵委員会

商工委員会

予算委員会

懲罰委員会

- 理事 井上 清一君
- 理事 上原 正吉君
- 理事 秋山 長造君
- 理事 竹下 豊次君
- 理事 雨森 常夫君
- 理事 一松 定吉君
- 理事 棚橋 小虎君
- 理事 宮城タマヨ君
- 理事 大内 四郎君
- 理事 西川甚五郎君
- 理事 江田 三郎君
- 理事 平林 剛君
- 理事 天坊 裕彦君
- 理事 西川弥平治君
- 理事 白川 一雄君
- 理事 伊能 芳雄君
- 理事 追水 久常君
- 理事 左藤 義詮君
- 理事 堀木 鎌三君
- 理事 吉田 萬次君
- 理事 中田 吉雄君
- 理事 森下 政一君
- 理事 吉田 法晴君
- 理事 森 八三一君
- 理事 仲原 善一君
- 理事 山下 義信君

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

健康保険法等の一部を改正する法律案(山下義信君外四名発議)

去る十九日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し議長は、去る二十日それぞれこれを承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査

一、目的 地方行政制度の改善、地方財政及び地方税制の確立、治安の維持、消防並びに選挙等の問題について調査研究する。

一、方法 政府、地方その他関係方面より意見聴取及び資料の収集並びに実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月十九日

地方行政 本多 市郎  
委員長

参議院議長松野鶴平殿  
調査承認要求書

一、事件の名称 社会保障制度に関する調査

一、目的 社会保障制度の確立が現在の最も重要な問題であるのにかんがみ、社会保障制度に関する各

国の事例及び我が国の複雑な現行制度等の検討を行い、日本の実情

に即した理想的社会保障制度を創設してその立法化に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月十九日

社会労働 千葉 信  
委員長  
参議院議長松野鶴平殿  
調査承認要求書

一、目的 一般会計、特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理に関し、特に必要と認められる事項の調査を行うと共に、全般的検討を遂げ、決算の審査に資し、しいて国費の効率的効用に寄与する。

一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者から説明を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月十九日

社会労働 千葉 信  
委員長

参議院議長松野鶴平殿  
調査承認要求書

一、事件の名称 労働情勢に関する調査

一、目的 国際労働、失業情勢、失業対策、労働組合運動の動向等現下の労働情勢一般について調査研究を行い、労働対策に必要な労働関係諸法の改廃制定に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月十九日

社会労働 千葉 信  
委員長

参議院議長松野鶴平殿  
調査承認要求書

一、事件の名称 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

一、目的 一般会計、特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理に関し、特に必要と認められる事項の調査を行うと共に、全般的検討を遂げ、決算の審査に資し、しいて国費の効率的効用に寄与する。

一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者から説明を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月十九日

昭和三十一年十一月二十日

内閣委員長 龜田 得治

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国の防衛に関する調査

一、目的 自主防衛体制を整え、防衛庁及び自衛隊の能率的運営を図る。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴き、資料の要求、現地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月二十日

内閣委員長 龜田 得治

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国家公務員制度及び恩給に関する調査

一、目的 公務の民主的能率的運営を保障するため国家公務員制度、特に給与問題についてその合理化を図り、恩給制度の調整統一化を図る。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴き、資料の要求、現地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月二十日

内閣委員長 龜田 得治

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 検察及び裁判の運営等に関する調査

一、目的 現下の社会事情に適合するより、法務、検察及び裁判の民主的運営と能率的処理とをはかるため、現行法制下これを阻む事実の有無を調査して、所要の立法対策を講ずる等、適切な措置をとることを目的とする。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて現地調査を行い、適宜調査事項を分つて小委員会を設け調査に当る。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月二十日

法務委員長 山本 米治

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 租税及び金融等に関する調査

一、目的 税制改正、租税行政の効率的運営、金融政策、制度の確立、専売事業の適正なる運営等に資する。

一、方法 各方面の関係者、学識経験者等より意見を聴取するほか、

資料を収集し、且つ、必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十一月二十日

大蔵委員長 廣瀬 久忠

参議院議長松野鶴平殿

同日内閣から、参議院議員石黒忠篤君を海外移住審議会委員に任命することについて国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣から議長宛、郵政省電波監理局長濱田成徳君(前掲の議長承認のとおり)を第二十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 松本治一郎君

文教委員 吉田 萬次君

社会労働委員 大島 虎藏君

通信委員 横川 正市君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 横川 正市君

文教委員 木島 虎藏君

社会労働委員 横川 正市君

通信委員 横川 正市君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 横川 正市君

文教委員 木島 虎藏君

社会労働委員 吉田 萬次君

通信委員 松本治一郎君

同日通信委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 手島 栄君

理事 松平 勇雄君

理事 鈴木 強君

理事 長谷部ひろ君

去る二十日内閣から、社会保障制度審議会委員山下義信君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、地方制度調査会委員森下政一君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、中央青少年問題協議会委員宮城タマヨ君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、国土総合開発審議会委員武藤常介君及び吉田法晴君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、離島振興対策審議会委員安部キミ子君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、北海道開発審議会委員北勝太郎君及び近藤信一君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、皇室会議予備議員豊田雅幸君から同予備議員辞任の申出があったので後任者の互選を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、日本ユネスコ国内委員会委員高瀬莊太郎君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、飼料供給安定審議会委員島村軍次君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、福地農業改良促進対策審議会委員海野三朗君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員中田吉雄君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、積雪寒冷地帯振興対策審議会委員田畑金光君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、福地農業改良促進対策審議会委員鈴木一君及び羽生三七君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、首都圏整備審議会委員天田勝正君から同委員辞任の申出





官報(号外)

昭和二十年八月、広島及び長崎に投下された悪魔の兵器原子爆弾が、今世紀最大の悲惨事でありましたことは、今さら申し上げるまでもございません。運命の市民五〇%が即日死亡し、残りの三五%も百日以内にそのあとを追うたのでございます。爆心地から四キロ以内の者はもちろん、その後二週間に於いては土灰島に足を入れた者は、ことごとく第二次放射能の影響を免れ得なかつたのでございます。実に二十五万の市民が、両市において原爆の犠牲に供せられたのでございます。

のろわしのその日から、早くも十一年の歳月が流れました。一方においては、すでに戦後にあらずなどと言われながら、一方においてこれら原爆被害者のみは依然としてその障害の苦惱に呻吟し、最近に至るに従い、かえつて犠牲者が繰り出したし、全国にわたる二十八万の生存者は死の恐怖におびえ、不安の思いに襲われておるといふ状況でございます。これらの人々には不思議に生き残つたのでありまして、十万度の熱線を受け受けた者も、表面的には治癒したかのごとく見えたのであります。また、ウラニウム、ストロンチウムの放射能によつて、脱毛、出血、下痢等の症候群を呈しておつた者も、小康を得て生命を取り戻したかのごとく見えておつたのであります。奇跡的に助かつたと思つて神仏に感謝し、ようやく日常生活に復帰し得たと

喜んだのもつかの間でありまして、やけどした傷あとと雖も隆起して、手術のいかなく、ケロイドの痛み、癬癩取縮の痛み、暑さ寒さに激しい疼痛を覚えて、作業能力の減退はもちろん、当時女学生として動員された少女らは、今妙齡に達するに及びまして、醜い姿に泣きぐずれ、絶望し、慟哭し、人生の裏すみに身をひそめてゐるありさまは、議員諸氏の御推察を賜りたいところでございます。

外部障害者とともに、まことに気の毒なのは放射能による血液疾患の原爆症患者でございます。いかなる治療も効を奏せず、いな、治療の方法もいまだ発見されず、今年に入つても広島市で二十二名、長崎市で十名の死亡者を出したのであります。十年後の今日、その被害の深刻さは一そう悲惨さをきわめておるのでございます。借すべし調査によりますと、これらの原爆被害者は約五万数千人を数え、そのうち少くとも一万一千人は至急治療を要する者であると言われております。しかも、現在多少にても治療を受けた者は、わずかにその一割、一千名前後にすぎないのでございます。

一体今日までいかなる施策が行われてきたかと申しますと、昭和二十六年占領政策の終了までは、事原爆に關する限り、被害事情は言ひに及ばず、医学的の見解すらこれを発表することを許さなかつたのであります。米國側はし

ばは公式見解として、原爆被害者はすべて完全に治癒してゐる、後遺症と認むべき影響は残つていないと発表しておつたのであります。その後日本政府は、本問題に關して何らの對策を講ずることはなかつたのであります。たまたま、一昨年ビキニ実験による久保山氏らの水爆被害が発生いたしました。これに關連して、ようやく広島、長崎の原爆被害者を調査するといふことになつたのであります。しかし、今年度におきましても、わずかに治療的調査費が行政措置として支出されているにすぎないのであります。まことに消極的で、不徹底な状態でございます。政府はすみやかにその對策を再検討し、國費をもつて十分な治療を行い、同時に、あくまで原爆症に對する医学的追及を試み、悪魔の残虐から被害者を救済するとともに、世界人類福祉のためにも、あらゆる努力を傾注すべきであると考へるのであります。

原爆被害者救援の問題は、もはや一地方の特殊問題ではないのであります。て、原水爆禁止運動とともに、國をあげて全國民の心から熱望しつづつある問題でございます。わが社会党は、平和を愛好するこの國民の要望にこたへ、すでに異常の熱意を注ぎ、用意するところあるものでございしますが、政府また平和的、人道的の重要問題としてこれを取り上

げ、その見解を明らかにされるよう、特に本會議の発言を求めた次第でございます。以下、質問の要旨を申し上げます。

鳩山首相に對しましては、まず原爆被害者に對する首相の措置について伺います。首相はしばしば原爆乙女や被害者代表らに面会せられ、深い同情とあたたかい言葉をかけられたのであります。この際原爆被害者援護の問題につき、これが立法措置、予算措置等を強力に推進するよう、首相として指示を下されるお考えがおりますかどうか。幸い側近に、事情に詳しい松本官房副長官もおられますので、ぜひとも鳩山内閣の方針として閣議決定をしておいていただきたいと思ひますが、この点いかがでありますか。

第二に、關連して伺いたいのは、原爆実験禁止の問題であります。今回の日ソ共同宣言の中にこれが挿入されてないことは、まことに遺憾にたえないのであります。しかも、せつかくソ連の方から原案として提起されたにもかかわらず、首相、すなわちあなたの方から削除を申し出られたのは、まことに不可解千万であります。この一項を挿入することが、形としておかしいからという理由は、あまりにもおかしいように思われます。もっと詳しく伺いたいのであります。原水爆にもまつ先に反対せらるべき首相として、おそらくソ連と合意されたものを、何らかの形において残しておられるのではないかと思ひます。この点率直に御披露を願ひたいと存じます。

原水爆実験禁止の問題につきましては、この機会に外務大臣の御所見を承わつておきたいと存じます。この問題について、外相はあらゆる機会に努力を傾注されたと思ひますが、果していかなる努力を試みられたか伺いたい。また、外相は最近の御演説の中で、世界情勢を判断されて、冷戦の雪解けは遠のいた、むしろおそるべき緊迫を感ずると言われましたが、去る十六日、米國大統領に對する実験禁止のブルガーニン親書があらましても、なおかつ実験禁止は不可能なりと考へておられますか、外相の御見解を伺ひます。

第二点は、日ソ宣言等批准の後に、いよいよ國連加盟が実現いたしました。際において、まずわが國が第一に主張すべきは、いかなる問題であるとお考へておられますか。國連における日本の第一声は何でありますか。われわれはこの原水爆禁止の問題こそ、第一に取り上げられるお考へであるか承わりたいと存じます。

次に、厚生大臣に對して質問の中心点を申し上げます。第一、まず原爆被害者の実情、その障害の状況、原爆症の症状等、政府調査の結果並びに現在の施策につきま

し、

て、本議場において御報告が願いたいと存じます。

第二点、将来、政府はいかなる対策を講じようかと考えておられますか。また、われわれの特に承わりたい点は、政府において原爆障害者の治療等に関する何らかの立法措置を講じ、これを近く国会に提案する御意思があるかどうかという点であります。この点明確にお示し願いたい。また、ありとするならば、どのような内容を考へておられるか、その大綱をお示し願いたいのであります。

次に第三に、これまた重要な質問であります。最近米側から原爆治療について申し入れてきたということがあります。かつて原爆症を否定して、久保山氏の死因をも否定しておいた米側が、何ゆゑかその見解を改め、原子力委員会のキヤノン博士を派遣し、A B C Cのホームズ所長を通じて、広島、長崎の原爆症患者の治療を米国の費用においてやらしてもらいたいと申し込んだこととありますが、果して事実でありますか、いな。また、その真相はいかがでありますか、詳細に御発表願いたいのであります。われわれの聞くところによりますと、費用は米側が全部負担する。それは余剰農産物の米側の円資金から出す。広島、長崎の医科大学の中に治療病院を建設する。治療人員は広島の場合、約一万八千人を予定する。これに対して日本側の意見

を求めてきたということでありませうが、果してさうでありますか。この問題についてわれわれは政府の慎重な態度を望むものであります。要は、障害者の動揺や関係者の混乱を来たさぬよう、また、いたずらに原爆被害者をして再び米国のモルモットに供しないよう、万全の留意が必要であると信じてますが、政府の方針とともに、本問題の真相を明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、農林大臣に御出席願ひましたのは、ただいま厚生大臣にお尋ねいたしましたように、原爆障害者の治療費は余剰農産物の米側円資金から出すという事を申し出ておりました。本國政府の決定も済んでおると言つておりますので、この機会に農相から、第一、余剰農産物受け入れについての基本的御方針を承わりたいと思ひます。

第二点、第三次受け入れについては、本月九日の閣議で決定になったようでありませうが、目下いかなる交渉を進められておられますか、また、どのような協定が結ばれるお見込みでありますか、輸入量、条件緩和等の点について農相のお見通しを伺ひます。

第三点、第一次、第二次を通じて米國側の使用し得る円資金及びその使途の状況はどうなつておりますか、また、その使用について、日本政府との連絡はどのように行われておりますか、承わりたいと存じます。

最後に、大蔵大臣に對しましては、以上の次第でありますので、蔵相とさしましては、人道的重要施策とされまして、特に深い御理解と御同情のもとに十分御考慮がいただけると思ひて疑いませぬが、特に蔵相の御所見を伺ひたいと思ひるのであります。

以上、お尋ね申し上げましたうち、原爆障害者対策に関する質問につきましては、自民党の広島長崎関係の同僚議員におかせられましても、お尋ねになつたいところと思ひますので、お含みの上、御懇切なる御答弁を期待して私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(鳩山一郎君) ただいまの御質問に對してお答えをいたします。

第一の御質問は、被害者の措置についてでございます。広島、長崎の原爆障害者につきましては、まことに御同情にたえません。政府としては、従来より原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会というものを設けまして、その対策を進めているのであります。が、今後ますますその推進をもちんはかる所存でございます。

第二の御質問の、共同宣言中に原水爆禁止の条項が入つていたのを取り除いたというのは遺憾だという御質問でございます。ソ連側がわが方に提示いたしました共同宣言案には、お説の通り、原水爆の製造、実験及び使用の

禁止に関する規定がありましたので、本問題は、ロンドン交渉及び去る八月のモスクワ交渉において全然触れていなかった新しい問題でありまして、また、日ソの復交を定める共同宣言中に挿入することは、体裁上必ずしも適當であるとは考えられなかつたので、わが方からその削除を提言いたしました。ソ連側もこれに同意した次第でありませぬ。もちろん趣旨に反對する

というこのわけはありません。ただソ連とだけ約束しても、原水爆製造禁止ということが直ちに実行に移されるかどうかということも、これも疑問があるものであります。これは世界的にアメリカその他の國を加えて、共同宣言というよりな体裁のものでなければ実行力がないと考えましたので、それでのたびの共同宣言からは削除した次第であります。(拍手)

〔國務大臣小林英三君登壇、拍手〕  
○國務大臣(小林英三君) 山下議員の御質問にお答えいたしたいと思ひます。

広島、長崎におきます原爆の被害につきましても、まことにお気の毒にたえないと思つておるのであります。が、御質問の、被害者の実情、現在の施策につきましても、まず御答弁申し上げます。被害者の数は、約二十九万人でございます。この二十九万人のうちで広島、長崎の居住者が二十三万人で

ありまして、そのほか全国の各地に散在しておられますものが六万人でございます。三十一年度以降におきまして精密検査を要するものが、広島、長崎を通じて三万七千六百六十一名、これは地元の資料によるものでございまして、それから治療を要するものが八千六百三十二名であります。

これが今日の実情でございます。これらのものに対しまする施策といはしましては、二十九年頃から精密検査を、また、三十年からいたしまして研究治療を行なつておるのであります。これらの精密検査並びに研究治療といはしましては、地元の原爆障害者治療対策の協議会の経費と合わせまして、三十年度までに実施済みのもものが、精密検査といはしましては二万六千五百二十二名、それから研究治療をやりましたものが二千名でございます。三十一年度におきましては、予算額二千六百万円をもちまして、精密検査は一万五千二百二十名、研究治療といはしましては九百五十六名を今日実施中でございます。なお私どももいたしましては、来年度には、これらの一人当りの点数、それから予算も相当量今日大蔵省に要求中でございます。十分に進進をいたして参りたいと思ひます。

それから原爆被害者に対する今後の措置はいかんと御質問でございますが、今後は努めて対象数を拡大いたしまして、広島、長崎のみならず、県外に散在いたしておりますものに対しまして、これが対象者を拡大して参りたい。また、たゞいま御質問になりました、これらに対しまして法的処置をいたしまして、今日立法化の方向を考へておるのであります。検討中でございます。その内容といたしましては、健康管理と治療との問題を中心として検討中でございます。

官報(号外)

なお、お尋ねになりましたABC Cの問題でございますが、政府といたしまして、ABC Cの方からいたしまして、今までは研究ばかりいたしておつたのであります。今後、研究にあわせて治療をいたしたいという希望がございます。まだ具体的にはきまつておりませんが、具体的にそつう問題が実施せられるということでもあります。合におきましては、これはもう当然こちらも希望するところでありまして、地元の意向も十分に尊重いたしまして、実施には混乱のないように、遺憾のないように期したいと思つておるわけでございます。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

〔国務大臣重光葵君登壇、拍手〕

○国務大臣(重光葵君) お答えを申し上げます。

原爆の問題につきましては、もとより人道上の見地から、わが平和外交の一環として、原爆の使用はむろんのこと、実験をも禁止することを實現することに努力をしなければならぬのは当然でございます。両院の御決議もその趣旨に出ていると思つております。

それでは、御質問の点のいかなる手段をとつたか。この政府のとりました手段については、従来とも御説明をいたしてきたのでございます。原爆を持つております各国に対して、個別的にわが方の主張をして、原爆の使用及び実験の禁止を實現するように、また

それに賛成するように交渉をして参つたのでございます。これは趣旨は異存はないのでございますけれども、その目的を十分にはまだ達しておりません。それがためには、関係国はむろんのこと、国際機関であります国連の機関において、十分にわが主張を徹底せしめることが必要であるのでござい

ます。さようにして、世界的に原爆に対する協定を結ぶようにしたいと、こゝろ考へて進んで参つておるわけでございます。今回国連加盟が實現するならば、わが方の主張を推進する機会が幾多あるかと考へます。そつういふ意味からも国連加入を急ぎたいと、今せ

いぜい努力をいたしておる次第でございます。

世界情勢が非常に緊張をしてきた。そこで原爆の使用禁止等ができないよ

うに考へるかという御質問のようでございます。私自身としては、実は反対に考へております。世界の情勢が緊迫すればするほど、できるできないは別として、原爆の使用もしくは実験の禁止は十分に實現するようになります。努力をしなければならぬ。それが世界情勢の緊張を緩和する一つの実際的方法にもなるかと考へております。さようなわけでありまして、今後も決して努力を後退せしめることな

く進めて行きたい、こゝろ考へておる次第でございます。

さらにまた、御質問の一部分に、米

国に対し日本原爆被害者の治療費の提供を申し入れたことがあるかという御質問もございました。こゝろいふことであらうかと思つて、広島、京都、大阪の施設拡張費の一部分に、米国が現に使用できる円資金がございまして、そ

の一部分を一つ米国の方から出してもらいたいという希望を、わが方から米国籍に話してみたいのでござい

ます。それについて、米国籍としては、趣旨は自分も非常によくわかるから、できるだけ好意的に検討しようと言つて、今話し合ひをしておる次第でございます。このこととちやないかと存じます。以上。(山下義信君国連加盟後の第一声についての御答弁がござい

申し上げます。)

〔国務大臣河野一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(河野一郎君) お答えをいたします。

余剰農産物の受け入れについて、政府の基本的態度は、ドル資金の節約、長期低利資金、見返資金による国内開発等によつて、これらを十分利用して参りたいというところに基本的な態度

はあるわけでございます。ただ、次に

お尋ねになりました第三次の余剰農産物の受け入れについて、どういふうらなことを考へておるかということござ

います。これは昨年に引き続き今年国内の豊作もございまして、そこで私といたしましては、御承知の通り、通常輸入量を、国内の供給が増加いたしましたから、この方を十分減少

いたしました。余剰農産物の対象として輸入すべき分につきましては、御承知の通り、人口の増加、もしくは粉食

奨励によるところの使用増といふようなものを、余剰農産物の受け入れ態勢の対象にいたしておるのでございます。から、国内の豊作は、今申しましたよ

うに、通常輸入量の減少にこれを引き当てまして、従つて、余剰農産物の受

入量については、先方の条件次第によ

りまして、これを受け入れることに交渉を進めて行きたいということ考へ

まして、先般米国籍に向つて、第一

次、第二次等の経過に徴しまして、さら

にわが方の使用すべき円資金のいろ

いろ比率、その他これが用途等につ

いて先方に意見の提示をいたしてござ

います。その意見を先方が同意して参れば、

余剰農産物受け入れの交渉をしてもよ

ろしいといううらな気持を持つており

ます。ところで、まだ具体的に交渉の段

階には入っていないのでございます。

第三のお尋ねがございました見返円

資金のうち、米側の使途につきましては、

一は米軍人軍医の住宅建設、二は

第三国向け域外買付、三は市場開

拓、四が学生交換費、五が米国債務支

払いの五項目でございますが、米国籍

は、第一次協定に基く農産物市場開発

に約一億四千万円の支出を九月三十日

現在でいたしておるのでございます。

右、お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣一萬田尚登君登壇、拍

手〕

○国務大臣(一萬田尚登君) 原爆障害

者の健康診断及び治療に關しまして

は、三十一年度には二千六百万円を計

上してあるのであります。三十二年

度におきましては、先ほど厚生大臣か

ら話がありましたように、厚生省にお

いて、別途健康診断及び治療を内容と

いたします立法措置を講ずるよう検

討中であると聞いております。大蔵省



といたしましても、この問題につきま  
しては、他の戦争災害者との関連もあ  
りますので、慎重に検討をしないで  
ならぬと思いますが、しかし、特別な  
ことでもありませんので、できるだけの  
ことはいたしたい、かように考えてお  
る次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、性病  
予防法等の一部を改正する法律案

日程第二、身体障害者福祉法等の一  
部を改正する法律案(いずれも第二十  
四回国会内閣提出、同衆議院送付)

日程第三、寄生虫病予防法の一部を  
改正する法律案(第二十四回国会衆議  
院提出)

以上、三案を一括して議題とするこ  
とに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認  
めます。まず、委員長の報告を求めま  
す。社会労働委員長千葉信君。

〔審査報告書は都合により追録に  
掲載〕

性病予防法等の一部を改正する法  
律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付  
する。

昭和三十一年五月二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

性病予防法等の一部を改正する法  
律案

性病予防法等の一部を改正する  
法律

(性病予防法の一部改正)

第一条 性病予防法(昭和二十三年  
法律第六十七号)の一部を次の  
ように改正する。

第十九条中「二分の一」の下に

「保健所にあわせて設置された診  
療所に要する費用については、三  
分の一」を加える。

(補助金等の臨時特例等に関する  
法律の一部改正)

第二条 補助金等の臨時特例等に關  
する法律(昭和二十九年法律第百  
二十九号)の一部を次のように改  
正する。

第九条を次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、〇公布の日から起算し  
て、昭和三十一年四  
月一日から施行する。

(経過規定)

2 昭和二十九年分及び昭和三十  
年度分の予算に係る負担金につい  
ては、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に  
掲載〕

身体障害者福祉法等の一部を改正  
する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付  
する。

昭和三十一年五月二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

身体障害者福祉法等の一部を改正  
する法律案

身体障害者福祉法等の一部を改  
正する法律

(身体障害者福祉法の一部改正)

第一条 身体障害者福祉法(昭和二  
十四年法律第二百八十三号)の一  
部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「病院又  
は診療所」を「病院若しくは診療所  
又は薬局」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第二条 生活保護法(昭和二十五年  
法律第四十四号)の一部を次の  
ように改正する。

第四十九条中「病院又は診療所」  
を「病院若しくは診療所又は薬局」  
に、「病院若しくは診療所」を「病  
院、診療所若しくは薬局」に、「医  
師、歯科医師若しくは薬剤師」を

「医師若しくは歯科医師」に改め  
る。

(結核予防法の一部改正)

第三条 結核予防法(昭和二十六年  
法律第九十六号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第三十四条第一項及び第三十六  
条第一項中「病院又は診療所」を

「病院若しくは診療所又は薬局」に  
改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一  
部改正)

第四条 未帰還者留守家族等援護法  
(昭和二十八年法律第六十一号)  
の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「厚生大臣の  
指定する医療機関」を「厚生大臣の  
指定する病院若しくは診療所又は  
薬局」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第五条 国民健康保険法(昭和十三  
年法律第六十号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第八条ノ十九第二項中「医師又  
ハ歯科医師」を「医師、歯科医師又  
ハ薬剤師」に改める。

第五十六条第一項中「医師若ハ  
歯科医師」を「医師、歯科医師若ハ  
薬剤師」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 この法律による改正前の生活保  
護法第四十九条の規定により都道  
府県知事が指定した薬剤師がこの  
法律の施行の際現に調剤に従事し  
ている薬局は、この法律による改  
正後の同法同条の規定により都道  
府県知事が指定した薬局とみな  
す。

〔審査報告書は都合により追録に  
掲載〕

寄生虫病予防法の一部を改正する  
法律案

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和三十一年五月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

寄生虫病予防法の一部を改正する  
法律

寄生虫病予防法(昭和六年法律第  
五十九号)の一部を次のように改  
正する。

第二条第二項中「第七条」を「第七  
条一項」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。  
第三条ノ二 厚生大臣ハ日本住血吸  
虫病ノ予防ノ為当該病原虫ノ中間  
宿主タル巻貝ノ棲息地帯ニ於ケル  
コンクリート造ノ溝渠新設ノ基本  
計画ヲ決定スベシ

前項ノ基本計画ハ関係都道府県知  
事ノ意見ヲ聴取シテ決定スベキモ

昭和三十一年十一月二十六日 参議院會議録第七号 性病予防法等の一部を改正する法律案外二件

ノトシ昭和三十一年度以降十箇年ニ亘ル内容タルベキモノトス

基本計画ノ決定セラレタル後特別ノ必要生ジタル場合ニ於テハ関係都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ当該基本計画ヲ変更スルコトヲ得

厚生大臣ハ基本計画ヲ決定シ又ハ変更シタルトキハ之ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ

第三条ノ三 厚生大臣ハ毎年度其ノ年度ノ開始前迄ニ関係都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ基本計画ニ基ク当該年度ノ実施計画ヲ決定シ之ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ

関係市町村ハ毎年度前項ノ実施計画ニ基ク都道府県知事ノ指示ニ従ヒ当該市町村ノ実施計画ヲ作成シ之ニ基キ施設ヲ為スベシ

第四条中「市町村」を「前条第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外市町村」に改める。

第五条に次の一項を加える。

第三条ノ三第二項ノ施設ヲ新設スル市町村ニ対シ都道府県ノ支出スル費用ニ付テハ政令ヲ以テ前項ノ割合ヲ引上グルコトヲ得

第七條中「第四条」を「第三条ノ三第二項及第四条」に改め、同条に次の一項を加える。

第三条ノ三第二項ノ施設ヲ新設スル市町村ニ対シ第五条第二項ノ規定ニ依リ引上ゲラレタル割合ヲ以テ

テ都道府県ノ支出スル費用ニ付テハ政令ヲ以テ前項ノ割合ヲ引上グルコトヲ得

この法律は、公布の日から施行する。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 たいま議題となりまし

た性病予防法等の一部を改正する法律案、身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案及び寄生虫病予防法の一部を改正する法律案の三法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

有、三法案は、いずれも第二十四回国会に提出されたのでありますが、十分に審議を尽くすことがなかつたため、継続審議に付せられた法律案でございます。

まず、性病予防法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

性病予防法は、第二回国会において制定され、性病診療所費に対する国庫負担率は二分の一となつておりますが、第十九回国会において補助金等の臨時特例等に関する法律の制定によりまして、昭和二十九年年度末四分の一に低減されておるのであります。しかし、性病予防行政の円滑な運営をはかるためには、この特別措置を廃止することゝ認められるに至つたので、今回これが廃止の措置を講じよう

とするものであります。ただ、保健所の併設されております性病診療所については、保健所と一体的に運営されております特殊性に基いて、現在のところ保健所の経営費に対する国庫負担率が三分の一となつておる關係上、これと同一にするのが妥当と考え、国庫負担率は三分の一となつておるのであります。

以上がこの法律案提出の理由並びに法案の概要であります。

本委員会におきましては、十一月十二日、厚生大臣より提出理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、身体障害者福祉法、生活保護法、未婚遺者留守家族等援護法及び結核予防法におきましては、これらの法律に基く医療に関する給付の担当機関を病院及び診療所に限定しておりますが、これらの給付措置の一環として、薬局において薬剤を交付する場合が考えられますので、関係法律を改正して、今回これらの法律の医療に関する給付を担当する機関として、厚生大臣または都道府県知事が薬局を指定でき

ることとするのが本法律案のおもな内容であります。

なお、このほか、右の薬局における薬剤の交付と関連して、国民健康保険法につきまして、国民健康保険法の規定による国民健康保険運営協議会の委員を、薬剤師を代表する者からも委嘱できる道を開く等、若干の法文整理を行ふことといたしてあるのであります。

委員会におきましては、政府当局より提案理由並びに法案の内容について詳細な説明を聴取した後、慎重に審議いたしましたところ、各委員とも今回の改正措置は妥当と認めて、格別質疑もなく、討論を省略して採決いたしました結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、寄生虫病予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、衆議院提出の法律案でございます。その趣旨とするとところは、現行寄生虫病予防法におきまして、法定寄生虫病として指定されておる住血吸虫病のうち、地方的に最もしゅうけつをきわめ、かつ重篤な症状を呈する日本住血吸虫病につきまして、この計画的な根絶をはかりうとするものであります。

今日におきましても、現行法の規定を適用して、病原虫生息地帯の公共団

体は、国費の補助によりまして、生息地帯における溝渠のコンクリート化を行なつて、病原虫の中間宿主である宮入貝の根絶に努力しておるのであります。この病害が特定の地方に限られ、また財政支出の問題などに災いされまして、施策の徹底を期し得ない現状であります。

今回の改正によりまして、法律上明確に本寄生虫病の撲滅対策を取り上げ、昭和三十一年度以降、おおむね十年を目標として、この病原虫の生息地帯において施設するコンクリート作りの溝渠新設の基本計画及び各年の実施計画を国において定めるとともに、これがため公共団体の支出する費用に対する国庫負担金の割合を、政令をもつて引き上げることができるようにしたのであります。

本案につきましては、十一月二十二日の委員会におきまして質疑を行い、討論を省略し、採決に入りましたところ、全会一致をもって衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野平君) 別に御発言なければ、これより三案の採決をいたします。

三案全部を議題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め  
ます。よつて三案は、全会一致をもつ  
て可決せられました。  
本日の議事日程は、これにて終了い  
たしました。

次会の議事日程は、決定次第公報を  
もつて御通知いたします。  
本日は、これにて散会いたします。  
午前十一時四十三分散会

○本日の会議に付した案件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同  
予備員並びに裁判官訴追委員の選  
挙

一、皇室經濟會議予備議員、鐵道建  
設審議委員会、皇室會議予備議  
員、檢察官適格審査委員会、北海  
道開発審議委員会、積雪寒冷単作  
地帯振興対策審議委員会、国土總  
合開発審議委員会、日本エネスコ  
国内委員会委員、湿田単作地域農  
業改良促進対策審議委員会、飼料  
需給安定審議委員会、海岸砂地地  
帯農業振興対策審議委員会、離島  
振興対策審議委員会、中央青少年  
問題協議会委員、畑地農業改良促  
進対策審議委員会及び首都圏整備  
審議委員会委員の選挙

一、原爆被害者の治療及び援護に対  
する米国の意図並びに政府の対  
策に関する緊急質問  
一、日程第一 性病予防法等の一部  
を改正する法律案  
一、日程第二 身体障害者福祉法等  
の一部を改正する法律案  
一、日程第三 寄生虫病予防法の一  
部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君  
副議長 寺尾 豊君

議員  
森 入三二君 宮城タマヨ君  
早川 慎一君 野田 俊作君  
常岡 一郎君 林田 正治君  
中野 文門君 竹下 豊次君  
村上 義一君 廣瀬 久忠君  
大谷 實雄君 鹿島守之助君  
川口爲之助君 鳥村 軍次君  
北勝太郎君 小澤久太郎君  
石井 桂君 井上 清一君  
伊能 芳雄君 加賀山之雄君  
奥むめお君 堀 末治君  
有馬 英二君 苦米地英俊君  
近藤 鶴代君 上林 忠次君  
佐藤 尚武君 藤野 繁雄君  
西川 益五郎君 谷口弥三郎君  
新谷寅三郎君 杉山 昌作君  
後藤 文夫君 高瀬莊太郎君  
石黒 忠篤君 一松 定吉君  
井上 知治君 本多 市郎君

鶴見 祐輔君 仲原 善一君  
成田 一郎君 前田佳都男君  
松村 秀逸君 鈴木 万平君  
堀見 俊二君 大谷藤之助君  
大澤 雄一君 西川弥平治君  
高橋 衛君 土田国太郎君  
斎藤 昇君 雨森 常夫君  
永野 護君 三木與吉郎君  
田中 啓一君 横川 信夫君  
木島 虎藏君 安井 謙君  
関根 久藏君 野本 品吉君  
秋山俊一郎君 三浦 義男君  
宮田 重文君 小柳 牧衛君  
木内 四郎君 青山 正一君  
堀木 鎌三君 左藤 義詮君  
植竹 春彦君 石原幹市郎君  
黒川 武雄君 重宗 雄三君  
苦米地義三君 中山 壽彦君  
泉山 三六君 小林 英三君  
大谷 笠潤君 高橋進太郎君  
伊能繁次郎君 松岡 平市君  
武藤 常介君 稲浦 鹿藏君  
吉江 勝保君 平島 敏夫君  
勝俣 稔君 小西 英雄君  
佐藤清一郎君 西岡 ハル君  
宮澤 喜一君 吉田 萬次君  
横山 フク君 神原 亨君  
佐野 廣君 青柳 秀夫君  
白井 勇君 井村 徳二君  
山本 米治君 松平 勇雄君  
寺本 廣作君 榎木 亨弘君  
小幡 治和君 上原 正吉君  
小瀧 彬君 那 祐一君

西郷吉之助君 小林 武治君  
紅露 みつ君 下條 康麿君  
野村吉三郎君 川村 松助君  
林屋亀次郎君 木村篤太郎君  
大矢 正君 森中 守義君  
北村 暢君 横川 正市君  
鈴木 強君 藤田藤太郎君  
相澤 重明君 松永 忠二君  
占部 秀男君 鈴木 壽君  
大河原一次君 伊藤 顕道君  
坂本 昭君 木下 友敬君  
山本 經勝君 岡 三郎君  
秋山 長造君 久保 等君  
柴谷 要君 大和 与一君  
安部キミ子君 近藤 信一君  
千葉 信君 戸叶 武君  
大倉 精一君 田畑 金光君  
河合 義一君 藤田 進君  
島 清君 田中 一君  
加藤ソウエ君 三木 治朗君  
岡田 宗司君 市川 房枝君  
野坂 参三君 岩間 正男君  
江藤 智君 長谷部ひろ君  
阿部 竹松君 安部 清美君  
松澤 靖介君 辻 武壽君  
竹中 恒夫君 白木義一郎君  
湯山 勇君 加瀬 完君  
大竹平八郎君 北條 篤八君  
天坊 裕彦君 千田 正君  
椿 繁夫君 阿具根 登君  
中村 正雄君 相馬 助治君  
小林 孝平君 永岡 光治君  
松浦 清一君 天田 勝正君

高田なほ子君 片岡 文重君  
東 隆君 小西井義男君  
羽生 三七君 曾弥 益君  
栗山 良夫君 山下 義信君  
清澤 俊英君 山田 節男君  
國務大臣  
内閣総理大臣 鳩山 一郎君  
外務大臣 重光 葵君  
大蔵大臣 一萬田尚登君  
厚生大臣 小林 英三君  
農林大臣 河野 一郎君  
政府委員  
内閣官房副長官 松本 龍藏君  
外務審議官 森 治樹君  
外務省經濟局長 湯川 盛夫君  
大蔵大臣官房長 石原 周夫君

参議院會議録第四号中正誤  
頁 段 行 誤 正  
二〇三 〇 実体に則し 実体に即し

参議院會議録第五号中正誤  
頁 段 行 誤 正  
六 終り 引用いたし 引用いたし  
六 から 引用いたし 引用いたし

参議院會議録第六号中正誤  
頁 段 行 誤 正  
一 〇 〇 経倫 経倫

昭和三十一年十一月二十六日 参議院會議録第七号 性病予防法等の一部を改正する法律案外二件

昭和三十一年十一月二十六日 参議院会議録第七号

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十五円

(箱) 五部 七十五円  
(箱) 十部 一百五十円

発行所

東京都新宿区中谷本町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三三―五七